

2008年9月11日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年8月28日付けで諮問（第346号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を目的外に利用させること及び提供することの必要性並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

従来より、公訴権の実行に関して民意を反映させてその適正を図る目的で検察審査会制度が実施されてきたが、裁判員制度の導入を契機に裁判員制度と検察審査会制度の事務の共通化を図る目的で法律改正がなされた。

その中で、今まで各市区町村の選挙管理委員会で行っていた検察審査員候補者の資格審査及び各候補者に対する名簿登載通知の実施等の事務が検察審査会

に移管されることになり、各市区町村の選挙管理委員会では検察審査員候補者予定者の選定のみを行い、検察審査員候補者予定者名簿の調製・送付を管轄の検察審査会に対して行うこととなった。

この様な事務の移管に伴い、検察審査会では欠格事由（前科・破産等）の資格調査を行う際に必要となる本籍地情報を、今回の法律改正により、「当該市区町村の選挙管理委員会が検察審査会に送付する検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる」という規定を設け、裁判員制度と同様に各市区町村の選挙管理委員会に回答するように求めているが、本来、選挙管理委員会では本籍地情報の取扱い権限がなく、市民窓口センターが管理する情報であるため、本籍地情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を利用させること及び提供することの必要性について

検察審査員選任に必要な本籍地の情報については、住民基本台帳を所管する市民窓口センターに帰属する情報で、選挙管理委員会では取扱い権限を保有していない。しかし、検察審査会制度と裁判員制度の事務の共通化を図る目的で法律改正がなされ、各市区町村の選挙管理委員会に対して、本籍地情報を付加した検察審査員候補者予定者名簿の提出を求められていること及び資格調査のための事務処理の効率性を考慮しても選挙管理委員会へ本籍地情報を利用させることが望ましいと考える。

また、検察審査員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため検察審査会では検察庁に対して「資格調査」を実施し、審査員としての適性を判断するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に求めている本籍地情報を利用して照会するため、検察審査員候補者予定者の本籍地情報を提供することは事務処理上、必要なものと考えられる。

ア 根拠となる条文

検察審査会法施行令 第8条の3

「検察審査会事務局長は、市区町村に対し、候補者について本籍を照会する際には、当該市区町村の選挙管理委員会が当該検察審査会事務局に送付する検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。」

なお、対象者の抽出は毎年行われ、検察審査員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

イ 提出先での個人情報の取扱い規程について

提出先である検察審査会における個人情報の取扱いについては、最高裁判所から下級裁判所に対しての通達により必要な措置等が定められている。

「下級裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の適切な管理について」（平成18年3月17日付け最高裁総一第000346号事務総長通達）

(3) 個人情報を目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

検察審査員候補者予定者の抽出については、裁判員候補者予定者の抽出と同様に「名簿調製支援プログラム」により行うこととされたことにより、プログラム上、先ず全ての有権者に本籍地情報を付加する必要があるため、対象者は多数となり、目的外に利用させる及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知書の省略を行いたい。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は検察審査員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿を基に検察審査会が作成する検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者段階での通知は、二重通知による混乱も予想されることから省略を行いたい。

なお、個人情報の目的外提供等については、選挙管理委員会において、市の広報紙等により周知を図っていく予定である。

(4) 目的外に利用させ及び提供する個人情報

ア 検察審査員候補者予定者名簿調製に係る個人情報については、次のとおりである。

(ア) 氏名

(イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 本籍

イ 利用させる先

選挙管理委員会

ウ 提供先

横浜第一検察審査会・横浜第二検察審査会・横浜第三検察審査会

エ 提出方法

CD-ROMに格納した暗号化された検察審査員候補者予定者名簿を、裁判員候補者予定者名簿の送付と同様に、選挙管理委員会職員により検察審査会に直接持ち込む予定です。

(5) 実施時期

毎年 9月上旬

9月定時登録選挙人名簿に本籍地情報を付加
(窓口センター→選管)

10月15日まで 検察審査員候補者予定者名簿を送付
(選管→検察審査会)

(6) 提出資料

- ア 検察審査員候補者予定者 抽出の流れ
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させること及び提供することの必要性について

検察審査員選任に必要な本籍地の情報については、住民基本台帳を所管する市民窓口センターに帰属する情報で、選挙管理委員会では取扱い権限を保有していない。しかし、検察審査会制度と裁判員制度の事務の共通化を図る目的で法律改正がなされ、各市区町村の選挙管理委員会に対して、本籍地情報を付加した検察審査員候補者予定者名簿の提出を求められていること及び資格調査のための事務処理の効率性を考慮しても選挙管理委員会へ本籍地情報を利用させることが望ましい。

また、検察審査員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため検察審査会では検察庁に対して「資格調査」を実施し、審査員としての適性を判断するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に求めている本籍地情報を利用して照会するため、検察審査員候補者予定者の本籍地情報を提供することは事務処理上、必要なものである。

なお、対象者の抽出は毎年行われ、検察審査員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

検察審査員候補者予定者の抽出については、裁判員候補者予定者の抽出と同様に「名簿調製支援プログラム」により行うこととされたことにより、プログラム上、先ず全ての有権者に本籍地情報を付加する必要があるため、対象者は多数となり、目的外に利用させる及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は検察審査員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者

名簿を基に検察審査会が作成する検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者段階での通知は、二重通知による混乱も予想される。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、個人情報の目的外提供等については、選挙管理委員会において、市の広報紙等により周知を図っていくこととしている。

以 上